

県本部各部署長 殿
県下各警察署長

通達区分	例規通達
有効期間	30年
宮本少第479号	
令和8年5月15日	
宮城県警察本部長	

インターネット異性紹介事業の事務の取扱いに関する要綱の一部改正について
(通達)

インターネット異性紹介事業の事務の取扱いについては、「インターネット異性紹介事業の事務の取扱いに関する要綱の一部改正について(通達)」(令和4年11月11日付け宮本少第982号)により実施してきたところであるが、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)が施行されたことにより、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されたことに伴い、別添のとおりインターネット異性紹介事業の事務の取扱いに関する要綱を一部改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

別添

インターネット異性紹介事業の事務の取扱いに関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「施行規則」という。）その他関係法令等の規定に基づく事務の取扱いに関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業開始届出書の受理等

1 事業開始届出書の受理

警察署長（以下「署長」という。）は、インターネット異性紹介事業を行おうとする者（以下「届出者」という。）から施行規則第1条第1項の事業開始届出書（以下「開始届出書」という。）及び同条第3項に規定する書類の提出があったときは、開始届出書の記載事項及び必要な書類の添付状況について確認するとともに、直ちに生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）に連絡しなければならない。

2 受理番号

少年課長は、前記1の規定による連絡を受けたときは、当該連絡をした署長に受理番号を通知するものとする。

3 届出に対する調査等

署長は、開始届出書を受理したときは、次の区分により届出者（法人の場合の役員を含む。）及び施行規則第5条第2項の識別符号付与業務の委託を受ける者（法人の場合の役員又は識別符号付与業務に従事させようとする職員若しくは使用人その他の従業者を含む。）について欠格事由に関して、インターネット異性紹介事業開始等届出確認表（別記様式第1号）により調査の上、支障がないと認めるときは、個人の届出者にあつてはインターネット異性紹介事業届出台帳（個人）（別記様式第2号）を、法人の届出者にあつてはインターネット異性紹介事業届出台帳（法人）（別記様式第3号）を2通作成し、そのうち1通に開始届出書、インターネット異性紹介事業開始等届出確認表及び施行規則第1条第3項に規定する書類の写しを添えて、速やかに少年課長に送付しなければならない。

(1) 刑事処分に関する調査

法第8条第2号に規定する刑事処分を受けたことの有無についての調査は、総務部情報管理課長に照会して行うほか、別に定めるところにより行うものとする。

(2) 行政処分に関する調査

法第8条第3号に規定する行政処分の有無についての調査は、少年課長に照会して行うものとする。

(3) 暴力団員に関する調査

法第8条第4号に規定する暴力団員についての調査は、刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課長に照会して行うものとする。

(4) その他の調査

前記(1)から(3)までに掲げるもの以外の欠格事由に関する調査は、施行規則第1条第3項の規定により提出された書類を確認して行うものとする。

(5) 準用

前記(1)から(3)までの規定は、施行規則第5条第2項の識別符号付与業務の委託を受ける者に係る欠格事由の調査について準用する。この場合において、前記(1)中「法第8条第2号」とあるのは「施行規則第5条第2項第1号ロ」と、前記(2)中「法第8条第3号」とあるのは「施行規則第5条第2項第1号へ」と、前記(3)中「法第8条第4号」とあるのは「施行規則第5条第2項第1号ハ」と読み替えるものとする。

第3 事業廃止届出書の受理等

1 事業廃止届出書の受理

署長は、インターネット異性紹介事業者（以下「事業者」という。）から施行規則第2条第1項第1号の事業廃止届出書（以下「廃止届出書」という。）の提出があったときは、廃止届出書の記載事項を確認した上で受理しなければならない。

2 廃止届出書の写しの送付

署長は、廃止届出書を受理したときは、当該廃止届出書の写しを作成し、少年課長に送付しなければならない。

第4 届出事項変更届出書の受理等

1 届出事項変更届出書の受理

署長は、事業者から施行規則第2条第1項第2号の届出事項変更届出書（以下「変更届出書」という。）及び同条第3項に規定する書類の提出があったときは、当該変更届出書の記載事項及び必要な書類の添付状況について確認するとともに必要に応じ、前記第2－3の規定に準じてインターネット異性紹介事業開始等届出確認表により調査しなければならない。

2 変更届出書の送付

署長は、変更届出書を受理したときは、当該変更届出書及び施行規則第2条第3項に規定する書類の写しを作成し、少年課長に送付しなければならない。

3 署長に対する通知

署長は、前記1の規定により受理した変更届出書が、事業者の事業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住居。以下「事務所」という。）の所在地の変更に係るもので、変更前の事務所の所在地が宮城県内の他の警察署の管轄

区域内であるときは、当該変更前の事務所の所在地を管轄する署長に通知しなければならない。

4 台帳の送付

前記3の規定による通知を受けた署長は、当該通知をした署長にインターネット異性紹介事業届出台帳（個人）又はインターネット異性紹介事業届出台帳（法人）（以下「事業者台帳」と総称する。）及び関係書類の写しを送付しなければならない。この場合において、当該写しの送付を受けた署長は、事業者台帳の写しを整理し、関係書類とともに保管するものとする。

5 県外からの転入

署長は、前記1の規定により受理した変更届出書が、他の都道府県から事務所の所在地を変更したものであるときは、速やかに少年課長に報告しなければならない。

6 他の都道府県公安委員会に対する通知

少年課長は、前記5の規定による報告を受けたときは、変更前の事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に対し、その旨を通知し、当該事業者の開始届出書等の写しの送付を依頼するものとする。この場合において、送付を受けた開始届出書等の写しは、当該変更届出書を受理した署長に送付するものとする。

第5 事業者台帳の整理

署長は、次に掲げるときは、その都度、事業者台帳に所要の事項を記載するとともに、少年課長に報告しなければならない。

- 1 廃止届出書を受理したとき。
- 2 変更届出書を受理したとき。
- 3 他の警察署に事務所移転の変更届出書が提出され、当該警察署に事業者台帳の写しを送付したとき。
- 4 事業者に対する刑事処分又は行政処分があったことを確認したとき。
- 5 法第16条の規定による報告又は資料の提出要求を行ったとき。
- 6 前記1から5までに掲げるもののほか、事業者台帳の記載事項に補正又は追加があったとき。

第6 指示

1 上申

署長は、法第13条又は第15条第2項第1号の規定による指示（以下「指示」という。）を行う必要があると認めるときは、指示処分指揮簿（別記様式第4号）の写しに関係書類を添えて少年課長に上申しなければならない。

2 弁明通知書の交付

少年課長は、前記1の規定による上申を受け指示を行う相当の理由があると認めるときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第20条の弁明通知書を当該上申をした署長を経由してその事業者に交付するものとする。

3 指示書の交付等

生活安全部長は、指示を決定したときは、施行規則第7条の指示書を前記1の規定による上申をした署長を経由してその事業者に交付するものとする。この場合において、署長は、当該事業者から受領書（別記様式第5号）を徴し、少年課長に送付するものとする。

4 履行状況の確認

署長は、前記3の指示書を交付したときは、その事業者について指示に対する履行状況を確認し、その状況を少年課長に報告しなければならない。

第7 事業の停止等

1 上申

署長は、法第14条第1項の規定による事業の停止命令、同条第2項の規定による事業の廃止命令又は法第15条第2項第2号の規定による事業の停止命令を行う必要があると認めるときは、行政処分上申書（別記様式第6号）に関係書類を添えて少年課長に上申しなければならない。

2 弁明通知書の交付

前記第6-2の規定は、前記1の事業の停止命令を行う相当の理由があるときについて準用する。この場合において、「少年課長」とあるのは「警察本部長」と、「指示」とあるのは「事業の停止命令」と読み替えるものとする。

3 聴聞通知書の交付

前記第6-2の規定は、前記1の事業の廃止命令を行う相当の理由があるときについて準用する。この場合において、「少年課長」とあるのは「警察本部長」と、「指示」とあるのは「事業の廃止命令」と、「第20条の弁明通知書」とあるのは「第8条の聴聞通知書」と読み替えるものとする。

4 命令書等の送付

少年課長は、前記1の事業の停止命令又は事業の廃止命令が決定されたときは、施行規則第8条の命令書を当該上申をした署長に送付するものとする。

5 命令書の交付等

署長は、前記4の命令書の送付を受けたときは、当該命令書をその事業者に交付するとともに、当該事業者から受領書を徴し、少年課長に送付するものとする。

6 履行状況の報告

署長は、前記5の命令書を交付したときは、その事業者について処分に対する履行状況を確認し、その状況を少年課長に報告しなければならない。

7 台帳の作成

少年課長は、前記1の事業の停止命令又は事業の廃止命令が行われたときは、行政処分者台帳（別記様式第7号）を作成し、保管するものとする。

第8 指示又は事業の停止命令の移送等

1 関係書類の送付

少年課長は、他の都道府県公安委員会から施行規則第9条の処分移送通知書の

送付を受けたときは、事業者の事務所の所在地を管轄する署長に関係書類を送付するものとする。

2 指示又は事業の停止命令

署長は、前記1の規定により関係書類の送付を受け、当該送付に係る事業者について指示又は前記第7-1の事業の停止命令をする必要があると認めるときは、前記第6又は第7の規定により処理しなければならない。

第9 他の警察署の管轄区域内にある事業者の違反行為を認知した場合の措置等

署長は、事業者について指示又は前記第7-1の事業の停止命令の処分事由に該当する違反行為を認知した場合で、当該事業者が他の警察署の管轄区域内に事務所の所在地を有するときは、次により処理しなければならない。

1 宮城県内の事業者に対する措置

署長は、宮城県内の他の警察署の管轄区域内に事務所を有する事業者の違反を認知したときは、関係書類を当該事業者の所在地を管轄する署長に送付しなければならない。

2 指示又は事業の停止命令

署長は、前記1の規定により関係書類の送付を受け、当該事業者について指示又は事業の停止命令をする必要があると認めるときは、前記第6又は第7の規定により処理しなければならない。

3 宮城県外の事業者に対する措置

署長は、他の都道府県公安委員会の管轄区域内に事務所を有する事業者の違反を認知したときは、関係書類を少年課長に送付しなければならない。

4 他の都道府県に対する通報

少年課長は、前記3の関係書類の送付を受け、指示又は前記第7-1の事業の停止命令を行う必要があると認めるときは、当該事業者の事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に行政処分事由該当事案等通報書（別記様式第8号）に关系書類を添えて通報するものとする。

第10 報告又は資料の提出要求

1 報告等要求書の交付

署長は、法第16条の規定による報告又は資料の提出（以下「報告等」という。）の要求をしようとするときは、少年課長に通報した上で、施行規則第10条の報告等要求書を事業者に交付して行うとともに、当該事業者から受領書を徴すること。

2 報告又は資料の範囲

前記1の規定による報告等の要求の範囲は、調査する必要のある事業者に関連するもので、法の目的の範囲内で行う指導監督等のために必要なものに限る。

第11 審査請求等の報告

署長は、前記第7-1の事業の停止命令又は事業の廃止命令を受けた者が、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の審査請求又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴えを行い、又はこれを

行おうとすることを知ったときは、その状況を速やかに少年課長に報告しなければならない。

第12 報告

署長は、事業者による犯罪を認知した場合は、インターネット異性紹介事業関係各種取扱報告書（別記様式第9号）により、速やかに少年課長に報告しなければならない。

別記様式第 1 号

インターネット異性紹介事業開始等届出確認表	
届出種別	☐ 開始届出～法第 7 条第 1 項（インターネット異性紹介事業を行おうとする場合の届出） ☐ 変更届出～法第 7 条第 2 項（既届出事項の変更に係る届出）

届出者	☐ 個人	☐ 法人
-----	-----------------------------	-----------------------------

区 分	確認者		内 容
欠格事由（届出者）	1	2	
・ 法第 8 条第 1 号	☐	☐	破産手続開始決定を受けて復権を得ない者
・ 〃 第 2 号	☐	☐	拘禁刑以上の刑等～ 5 年未経過者
・ 〃 第 3 号	☐	☐	事業停止・廃止命令～ 5 年未経過者
・ 〃 第 4 号	☐	☐	暴力団員～ 5 年未経過者
・ 〃 第 5 号	☐	☐	心身の故障により、業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
・ 〃 第 6 号	☐	☐	未成年者
・ 〃 第 7 号	☐	☐	法人役員で前記第 1 号から第 5 号までの規定又は児童の該当の有無
欠格事由（識別符号付与業務受託者）			
・ 施行規則第 5 条第 2 項第 1 号 イ	☐	☐	破産手続開始決定を受けて復権を得ない者
・ 〃 ロ	☐	☐	拘禁刑以上の刑等～ 5 年未経過者
・ 〃 ハ	☐	☐	暴力団員～ 5 年未経過者
・ 〃 ニ	☐	☐	アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
・ 〃 ホ	☐	☐	精神機能の障害により識別符号付与業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
・ 〃 へ	☐	☐	事業停止・廃止命令～ 5 年未経過者
・ 〃 ト	☐	☐	法人の役員、従業者等で前記イからへまでの該当の有無
添 付 書 類			
・ 定 款	☐	☐	届出者又は識別符号付与業務受託者が法人の場合のみ
・ 登記事項証明書	☐	☐	届出者又は識別符号付与業務受託者が法人の場合のみ
・ 住民票の写し	☐	☐	届出者（個人）又は役員（法人）のもの
・ 誓約書（欠格事由）	☐	☐	届出者（個人）又は役員（法人）のもの
・ 身分証明書	☐	☐	届出者（個人）又は役員（法人）のもの
・ 送信元識別符号を使用する権限を疎明する資料	☐	☐	プロバイダ等から URL 等の割当てを受けた際の通知書の写し等
・ 識別符号付与業務受託者に係る書類	☐	☐	事業者が識別符号付与業務を他の者に委託している場合

確認者	1	階級	氏名
	2	階級	氏名

別記様式第2号

インターネット異性紹介事業届出台帳（個人）

[illegible]

別記様式第3号

インターネット異性紹介事業届出台帳（法人）

名 称				
事業所所在地		TEL () 局 番		
届 出 年 月 日		年 月 日	受 理 番 号	
法 人 名 称				
法 人 所 在 地		TEL () 局 番		
法人代表者	本（国）籍			
	住 所	TEL () 局 番		
	氏 名		生年月日	年 月 日生
法人 の 役 員	本（国）籍			
	住 所	TEL () 局 番		
	氏 名		生年月日	年 月 日生
	本（国）籍			
	住 所	TEL () 局 番		
	氏 名		生年月日	年 月 日生
	本（国）籍			
	住 所	TEL () 局 番		
	氏 名		生年月日	年 月 日生
	本（国）籍			
	住 所	TEL () 局 番		
	氏 名		生年月日	年 月 日生

[illegible]

指 示 処 分 指 揮 簿								
署長		副署(次)長		刑事官	課長	係長	主任	係
取扱署			日 時	年　月　日 午前・後　　　時　分		発信者		受信者
事　件　名								
被処分者	氏名・名称 住人種別 代表者氏名 受理番号			☐ 個人 ☐ 株式会社 ☐ その他 第　　　　　号 (届出年月日　　　年　月　日)				
事業所	名　　　　　称 所　　　在　地							
端緒								
違反事実								

疎明資料											
適用条項											
伺事	指示の理由										
	指示の内容										
指揮											
指揮日時		年	月	日	前 後	時	分	発信者		受信者	
備考											

別記様式第 5 号

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住所

氏名

受 領 書

を受領しました。

第 年 月 日 号

宮 城 県 警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

行 政 処 分 上 申 書
次のとおり行政処分を行うよう上申する。

被 処 分 者	受 理 番 号	
	届 出 年 月 日	年 月 日
	氏 名 ・ 名 称	
	所 在 地	
	被処分者（法人 の場合は、代表者） の本籍、住所、 氏名及び生年月日	
処 分 を 必 要 と す る 理 由		
適用法令及び条項		
添 付 書 類		
署 長 意 見		
参 考 事 項		

別記様式第7号

行政処分者台帳

被 処 分 者	受 理 番 号	
	届 出 年 月 日	年 月 日
	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	事 業 者	
処 分 理 由 の 概 要		
適用法令及び条項		
処 分 年 月 日		年 月 日
処 分 の 結 果		
備 考		

別記様式第 8 号

行政処分事由該当事案等通報書		
年 月 日		
公安委員会 殿		
宮城県公安委員会 印		
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第 条第 項に規定する ☐ 行政処分事由に該当する 事案について ☐ 行政処分に違反する 次のおおり通報する。		
(ふりがな) インターネット異性紹介事業者の 氏名又は名称		
インターネット異性紹介事業者の 住 所		
(ふりがな) 法人にあっては その代表者の氏名		
(ふりがな) 広告又は宣伝を する場合に使用 する呼称	1	
	2	
	3	
事務所の所在地		
事業開始届出書 受 理 番 号		

違反行為をし、 又は処分に 違反した者 に関する事項		
違反行為をし、 又は処分に違反 した年月日	年 月 日	
違反行為又は 処分に違反した 行為の内容		
上記違反行為又 は処分に違反 した行為が刑事 処分に係るも のである場合	事案名	
	罪名	
	検挙年月日	年 月 日
	送致年月日	年 月 日
	送致檢察庁	
添付書類の目録		
通報を受けた者	上記のとおり通報を受けた。 年 月 日 警察本部 氏名印	

【記載要領】

- 1 「違反行為をし、又は処分に違反した者に関する事項」の欄には、違反行為をし、又は処分に違反した者がインターネット異性紹介事業の届出をしたインターネット異性紹介事業者である場合は「届出済事業者」を、インターネット異性紹介事業の届出をしていないインターネット異性紹介事業者である場合は「未届出事業者」及びその事業者の連絡先を、それ以外の者である場合はその者の住所、氏名、生年月日、連絡先等を記載すること。
- 2 「違反行為又は処分に違反した行為の内容」の欄には、通報を受けた都道府県公安委員会が行政処分を行うための判断に資するよう、当該違反行為等の内容を具体的に記載すること。
- 3 添付書類については、行政処分に必要な書類を最大限添付すること。更に疎明資料が必要となる場合には、通報を受けた都道府県公安委員会がこれを補充することとするが、通報を受けた都道府県公安委員会から求めがあった場合には、これに協力すること。
- 4 行政処分事由該当事案等通報書は、正副2通送付すること。また、通報を受けた都道府県公安委員会に対しては、副本の「通報を受けた者」の欄に、当該行政処分を所管する警察本部等の課長名によって、記名及び押印の上、返送させること。

別記様式第 9 号

宮城県警察本部長 殿

第 年 月 日 号
警 察 署 長

インターネット異性紹介事業関係各種取扱報告書

罪 名 ・ 罰 条					
被 疑 者	役 職				
	住 所				
	氏 名		生年月日	年 月 日生 (歳)	
	犯 歴			事業従事歴	年
事 業 者	届 出 年 月 日	年 月 日	受 理 番 号	第 号	
	事 業 所 名 称				
	事業所所在地				
事 案 の 概 要					
捜 査 状 況	任 意 ・ 強 制 捜 査 の 別	年 月 日 逮 捕 任意捜査 ()	送 致 状 況	1 送 致 (月 日) 2 予 定 3 その他	
余 罪					
行政処分の予定					
備 考					